

山武市マスコットキャラクター「SUN ムシくん」等着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山武市マスコットキャラクター「SUN ムシくん」及び山武市経済・産業活性化キャラクター「むーちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を各種行事に貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が開催する行事
- (2) 市内の自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、山武市の魅力の発信に資する行事や山武市との連携協力の下に開催する行事等、市長が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ、「SUN ムシくん」等着ぐるみ使用申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、市長に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 前項の申請の受付期間は、借受期間の初日の3か月前から3日前までとし、その受付の時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾する。
 - (1) 使用を希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
 - (2) 山武市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (4) 法令等に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (6) 「SUN ムシくん」及び「むーちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 4 市長は、着ぐるみの使用を承諾する場合、「SUN ムシくん」等着ぐるみ使用承諾通知書（別記第2号様式）により、使用希望者に通知するものとする。
- 5 市長は、承諾に際し、条件を付することができる。
- 6 市長は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、「SUN ムシくん」等着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、使用希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、市長から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を別の者に依頼する場合、その経費は使用者の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(着用制限)

第7条 着ぐるみを着用する者（以下「着用者」という。）は、中学生以上とし、着用者の身長は、下限を150cm程度、上限を170cm程度とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第3条第4項による条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第9条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 借受期間中に、着ぐるみを毀損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合、使用者の責任と負担により、補修、若しくはクリーニングを行い、又は弁償し、原状に復さなければならない。

(市長の責任)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条関係）

「SUN ムシくん」等着ぐるみ使用申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

団体名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、山武市が所有する着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 使用着ぐるみ	<input type="checkbox"/> 山武市マスコットキャラクター「SUN ムシくん」 <input type="checkbox"/> 山武市経済・産業活性化キャラクター「むーちゃん」
2 行事名	
3 開催日時	
4 開催会場	
5 行事の目的及び内容	
6 着ぐるみの役割	
7 対象者及び参加予定人数	
8 行事に関する問合せ先	TEL ()
9 借受期間	借受予定日 年 月 日 () 返却予定日 年 月 日 ()
10 使用担当者	TEL ()

※使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料（企画書等）を添付すること。

※上記1から7までの項目は、内容を整理の上、キャラクターの今後の予定として山武市ホームページ内に掲載することがあります。

受付 No.

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長

印

「SUN ムシくん」等着ぐるみ使用承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの使用については、下記の遵守事項を適正に履行することを条件に承諾します。

記

1 承諾内容

- (1) 貸出着ぐるみ 山武市マスコットキャラクター「SUN ムシくん」
 山武市経済・産業活性化キャラクター「むーちゃん」
- (2) 行事名
- (3) 開催日時
- (4) 開催会場
- (5) 貸出期間 貸出日 年 月 日 ()
返却日 年 月 日 ()

2 遵守事項

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、裏面の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) その他使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。
- (7) 着ぐるみを毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、自らの責任と負担で原状に回復させること。

裏面

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑤ キャラクターのイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑥ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑦ 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑧ 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。特に、着ぐるみのボディは柔らかいため、重ねる際は、下から、マスク、ボディの順に保管すること。
- ⑨ その他別添の「山武市着ぐるみ使用マニュアル」により操作・管理すること。

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長

印

「SUN ムシくん」等着ぐるみ使用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあったキャラクターの着ぐるみの使用については、下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 使用着ぐるみ 山武市マスコットキャラクター「SUN ムシくん」
 山武市経済・産業活性化キャラクター「むーちゃん」
- 2 行事名
- 3 開催日時
- 4 開催会場
- 5 借受期間 借受予定日 年 月 日（ ）
返却予定日 年 月 日（ ）
- 6 不承諾の理由